

藍住町議会基本条例

目次
前文
第1章 総則(第1条)
第2章 議会及び議員の活動原則(第2条～第4条)
第3章 町民と議会との関係(第5条)
第4章 議会と行政との関係(第6条～第8条)
第5章 自由討議の活性化(第9条)‘
第6章 委員会の活動(第10条)
第7章 議会及び議会事務局の体制整備(第11条～第14条)
第8章 議員の定数及び報酬(第15条)
第9章 最高規範性を見直し手続(第16条・第17条)
附則

(前文)

昭和30年、藍園村と住吉村が合併し藍住町が誕生した。

藍住町は、徳島県の東部に位置し、県都徳島市に隣接して、北に阿讃山脈を望み南に吉野川が流れ、肥沃な平野に恵まれ、古くから藍づくりが行われてきた。

歴史的伝統文化の「藍の文化」は、町民に愛され町民の誇りとしてきた。こうした阿波藍に代表される藍住町は、水と緑と太陽に恵まれた自然豊かな町として発展してきたが、近年、人口の急増に伴い、住宅都市的景観の町として発展を続けている。

藍住町政は、選挙で選ばれた町長と同じく選挙で選ばれた議員が構成する議会の二元代表制で運営されている。

議会は、言論の府として民主的で活発な議論を重んじ、公正及び透明で「開かれた議会、信頼される議会」として、また、町政運営の監視及び評価を行う役割が期待される

議事機関として、執行機関の町長と相互に独立対等な立場で、緊張関係を守り、抑制と均衡を保ち、地方自治体の自立に対応できる議会としての改革を求めている。

議員は、まちの課題や町民の声を的確に把握し、町民の多様な声を反映した政策立案及び提案を行い、同時に、町民には議会への積極的な参加を求め、「情報提供とその共有化」を図る一方で、議員一人一人は、町民に選ばれた代表者として自覚すると同時に公正かつ誠実に行動し、常に議会の在り方を見極め、自らの役割と職責の重要性を認識し、町民の負託に全力で応えていく決意をしている。

ここに、藍住町議会が目指す基本理念及び基本方針を定め、議会における最高規範としてこの条例を制定する。

前文 解説

前文は、条例の制定の趣旨、理念、目的を述べ、本条例の基本的な考え方を明らかにするものです。

- 藍住町は、吉野川に育まれた豊かな土地であるとともに、中世には阿波細川家や三好家が阿波の政治・経済・文化の中心地として阿波の最も輝ける一時代を築き上げ、さらに近世には阿波藍の一大産地として徳島藩の経済を支えた重要な地域であったという歴史を背景に繁栄する町であることを町民の誇りとしています。
- 藍住町として最良の政策を導くために、二元代表制のもとで町議会が町長と適切な緊張関係を保持し、事務の執行を監視し、評価していくことの必要性を述べています。平成 12 (2,000)年4月に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(以下「地方分権一括法」という。)により機関委任事務が廃止され、地方自治体は、自らの責任で全ての事務を決定することとなりました。これらの事務に対して、議会の審議権、議決権、調査権、検査権が及ぶなど、その権限が強化された結果、議会の担うべき役割が重要性を増しており、その役割を果たす議会を目指すものです。
- 藍住町議会は、町民の代表機関として、町民の声に真摯に耳を傾け地域の発展、町民の福祉向上、暮らしやすいまちづくりのため、不断の努力を怠ることなく議会及び議員の活動原則等の基本的事項を定め議会の最高規範として本条例を制定することを宣言しています。

◆二元代表制とは

町民によって選ばれた町長と、同じく町民の代表である議員から構成される町議会が、対等の関係のもとで、それぞれが役割を発揮することによって、町政が運営されていくことを意味しています。

◆機関委任事務とは

機関委任事務は、旧地方自治法のもとの地方公共団体の事務執行の一態様です。地方公共団体の首長等を国の下部機関と位置付ける機関委任事務の制度は、地方自治を阻害するものとして、平成 11 (1999)年に公布された地方分権、一括法による地方自治法等の改正によって平成12(2000)年4月に廃止されました。同時に、都道府県知事の権限に属する事務の市町村への機関委任も廃止されました。地方公共団体が処理する事務は全て「地方公共団体の事務」となり、機関委任事務とされていた事務の大半も自治事務と法定受託事務に再編され、一部の事務は国の直接執行事務となりました。また、機関委任事務制度のもとでは、都道府県が国の機関として市町村に対する指導監督を行うことが多かったが、機関委任制度の廃止により、都道府県と市町村もまた対等の関係として位置づけられることとなりました。

第 1 章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地方分権の時代にふさわしい、町民に身近な議会として、議会活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定め、町政の情報公開と町民参加を基本にした「住民がいつまでも安心して暮らし続けられるまち」の実現に寄与することを目的とする。

第1条 解説

本条文では、本条例の目的を定めています。

藍住町民が安心して暮らし続けられるまちの実現に向けて、議会の基本姿勢を明らかにしたものです。本条例を解釈し適用するときには、本条文の趣旨に沿ってなされることになります。この目的を達成するために、第2章第2条以下の規定が設けられています。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動をしなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、町民に開かれた信頼される議会を目指す。
- (2) 正副議長の選出に当たり、その選出の過程を町民に明らかにしなければならない。
- (3) 町民の多様な意見を把握し、政策形成に適切に反映できるよう、積極的な広報及び公聴活動等、町民参加の機会の拡充に努める。
- (4) 審議や議論が活発に行われるよう、議会運営や調査・研究機能の充実を図り、政策提言、政策立案等を強化する。
- (5) 議会は、別に定める申合せ事項、慣例等は、時代に合わせて見直しを行う。

第2条 解説

公正性と透明性の確保は議会の最大の課題であり、町民の信頼に応えるためにも議会の適正な対応を規定しています。第2号は、選出の過程を町民にもわかりやすくするものです。第3号は、議会と町民との交流を深め、多様な意見を吸収して議論を重ね、町民の建設的な意見が町政に反映されるよう規定しています。

さらに、町政発展のために、不断の研さん、研究を充実させ積極的に政策提言をするなど、議会の役割を果たすこと。

また、時代の変化に合わせて、柔軟性と議会運営の機能強化を図るため、必要に応じて見直しを行うものです。

藍住町議会は、以上の5つの活動原則に基づいて活動します。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行う。

- (1) 町民の負託を受けた立場を自覚し、市政の発展と町民福祉の向上のために職務を遂行する。
- (2) 自らを律し、品位を重んじ、公正かつ誠実に活動する。
- (3) 議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の責任ある自由な討議を尊重する。
- (4) 市政の課題全般について、町民の意見や要望を的確に把握するとともに、自己の資質を高める不断の研さんに努め、町民の代表にふさわしい活動を行う。
- (5) 議員は、藍住町議会議員政治倫理条例(平成19年藍住町条例第215号)に規定する議員に求められる政治倫理を常に自覚し、行動する。

第3条 解説

本条文では、議員の活動原則として、5つの原則を規定しています。議員の活動は、町民の声を市政に反映させていくために、町が直面している課題とそれに対する多様な意見を把握することです。町の課題解決のため、議員が自らの資質の向上に努めるとともに、自ら立候補して町民に選ばれた議員としてふさわしい活動を行うこと。議会が町民の代表者によって構成される合議体であることから、議会の意思決定においては、十分な議論に基づく合意形成を図ること。また、議員は、本条例の目的でもある「住民がいつまでも安心して暮らし続けられるまち」の実現のために町全体の発展を目指して活動していくことを定めています。さらに、議員は、藍住町議会議員政治倫理条例(平成19年藍住町条例第215号)に基づいて、高い倫理観を持ち町民の代表にふさわしい日常の振る舞いを規定しています。

◆ 藍住町議会議員政治倫理条例とは

藍住町議会議員に求められる道徳心のことを定めた条例です。

この条例は、「重要な公職にある者(議員)は、その職責に反する行為はしないという有権者との約束」でもあります。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うために会派を結成することができる。

2 会派は、政策を中心とした同一の理念等を共有する議員で構成する。

第4条 解説

本条文では、会派結成の意義を示しています。

第2項では、合議制の機関としての合意形成を図る上で、政策形成の役割を担う組織の一つとして会派を位置付けるものです。

第3章 町民と議会との関係

(町民参加及び町民との連携)

第5条 議会は、議会活動に関する情報公開を徹底し、町民と相互の情報を共有する。

2 議会は、本会議及び常任委員会のほか、全ての会議を原則公開とする。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)に規定する学識経験者等による専門的調査並びに公聴会制度及び参考人制度を活用して、町民等の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させる。

4 議会は、請願及び陳情を町民による政策提案と位置付けるとともに、必要に応じて請願者及び陳情者の意見を聴くことができる。

5 議会は、議案に対する各議員の態度を議会広報等で公表できる。また、当該各議員の態度に対して町民の評価が的確になされるよう情報の提供に努める。

6 議会は、町民、各種団体等との交流を深め、連携を強めるために、必要に応じて、多様な形態の町民と議会との意見交換会を開催し、広く町民の意見を聴取し、議会活動に反映させるよう努める。

第5条 解説

本条文では、政策の計画や決定、実施には町民の参加が必要であり、町民と議会が連携して活動する必要性について規定しています。

第1項では、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第115条に則った本会議や藍住町議会委員会条例(平成3年藍住町条例第27号)及び藍住町議会会議規則(平成3年藍住町議会規則第1号)に基づいた委員会及び全員協議会を原則として公開とし、町民との情報の共有を規定しています。

第2項では、秘密会を除き、本会議、常任委員会、特別委員会などの傍聴を許可しています。また、議会の討議において、必要に応じて法に規定する学識経験者、町民の専門的な知識などを活用して議論を重ね、政策に反映させることを規定しています。なお、請願及び陳情は提案者の政策提案として位置付けており、具体的な手法として、必要に応じて提案者の意見を聞く機会を設けるよう努めることを規定しています。

第5項では、第3条に定める議会における議員の対応について、町側の提出議案などに対して、各議員の町政に対する態度を公表することを規定しています。第6項では、議会は必要に応じて町民、各種団体などとの意見交換及び議会報告会などを通じて広く意見を聴取し、政策提言などに反映させることを規定しています。

第4章 議会と行政との関係

(町長等との関係)

第6条 議会審議においては、議会と町長は、共に町民を代表するものであり、互いの権能を尊重し、かつ緊張関係の保持に努めなければならない。

2 議会における質問は、議員固有の権限であり、議員は、質問原稿の作成に当たり、町長及び執行機関の長並びに補助機関の職員(以下「町長等」という。)に代筆行為の要求をしてはならない。

3 議会の本会議における一般質問は、原則、一問一答方式を採用し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等、建設的な議論を展開するよう努める。

4 議会の本会議における審議や議論を深めるために、議長から出席を要請された町長及び教育長並びに副町長は、議員の質問に対して、議長の許可を得て反問することができるものとする。ただし、質問の趣旨・内容確認のためにするものに限る。

第6条 解説

本条文では、町長・執行機関と議会・議員の関係、いわゆる二代表制を充実して、真の目的である「住民がいつまでも安心して暮らし続けられるまち」を実現するための規定を次のように定めています。

第1項では、議会と町長とは互いに対等な関係にあり、適度な緊張関係を持ち、互いの権限を尊重し、均衡・対等関係を保って、相互の理解と協力に基づいて、それぞれの責任を果たしていくことを定めています。

第2項の、議員の一般質問等においては、自らの調査、研究等をもとに質問原稿作成を行い、議員の権限を執行機関に丸投げすることや、なれ合いの質問をすることを禁じています。

さらに、第3項では本会議において、一般質問は、一問一答で行い、具体的、建設的な政策提言等を行うことを規定しています。また、議会の会議の中で、町長及び副町長並びに教育長は、議員の質問に対して、論点や争点が見いだせない場合など、議論を深め両者が切磋琢磨するために反問することができます。議員が反問にしっかり対応できるよう、研さんに努めることの意味も込められています。

◆権能とは

国、地方公共団体等の機関が法令の規定によりその役割として与えられている権利又はその職務上の権限のことです。町長は、町の執行機関の責任者であり、予算の調製や条例の制定、条例の改正案を議会に提出できるほか、税金の課税や徴収、公の施設の設置・管理、廃止などについての権限を持っています。一方、議会には町長提案の議案を審議しその可否を決定する議決権があります。

◆一般質問とは

一般質問は、議員個人に与えられた権利であり、町政全般について、町の姿勢、計画、事務事業、予算執行などについて、町が町民のために適切に仕事をしているかを議員がチェックする機会であり、年に4回の定例会の期間中に行われます。

(議案審議及び政策提言等)

第7条 議会は、政策提案機能の強化に努め、もって条例の提案、議案の修正及び決議等を行う。

2 議会は、町長が提案する重要な計画、政策及び事業(以下「政策等」という。)について、議会審議における論点及び情報を整理し、その政策等の水準を高めるため、町長に対し、次に掲げる事項の資料の提出及び説明を行うよう求める。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 町民参加の有無及びその内容
- (4) 総合計画における根拠又は位置付け
- (5) 政策等の実施に係る財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の効果及びコスト計算

3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における政策評価に資する審議に努める。

第7条 解説

本条文では、地方分権の進展に伴い、議会の役割及び重責の観点から議会としての責任を果たし、政策提案能力の向上、条例提案、議案の修正等による決議を行うための不断の努力と研究に取り組むこと規定しています。

第2項では、町長に対して、議員が政策の適否を適正に判断できる資料の提供を6項目規定しています。政策等の検討段階から、これらの事項を含め検討されることが重要であり、議員がしっかりと理解し決定するためのものとなります。

さらに、議会は、町長から提供された情報をもとに論点、争点を明確にし、政策等執行後の評価に役立つような審議に努めることを規定しています。第3項では、議会の活

動原則を定めた第2条第4号を踏まえ、「町民本位の立場」から、監視、評価することを規定したものです。「政策評価に資する審議」を議会のどの機関が行うかは会議規則等に委ねられます。

(予算及び決算における議会の責任)

第8条 議会は、町長が予算案及び決算案を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、町長に対し施策別又は事業別の分かりやすい政策等の説明資料を作成するよう求める。

2 議会が予算を伴う条例案を提案するときは、事前に町長と協議をする。

第8条 解説

本条文では、町長は、前条2項の政策提案と同様に、予算や決算の提案についても政策等の説明資料を提出することを規定しています。

第2項では、議会が予算を伴う条例案を提案する場合、予算編成権は町長にあり、さらに、予算確保の根拠がない条例は提案できないため、事前に町長との協議を規定するものです。

第5章 自由討議の活性化

(自由討議の保障と合意形成)

第9条 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の責任ある自由な討議を中心とした運営を行う。

2 議会は、常任委員会及び特別委員会等において、議案及び町民提案等に関して審議し、結論を出す場合は、議員相互間の自由討議を尽くして合意形成に努める。

第9条 解説

本条文では、議案などについて結論を出す場合は、「議員相互間の討議をつくして合意形成」とあるように、十分な自由討議を保障しなければならないと規定したものです。

第6章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第10条 議会は、社会・経済情勢の変化による新たな行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会を設置する。委員会は、専門性と特性を生かして適切な運営を図る。

2 委員長は、委員会の秩序保持に努め、委員長報告書を作成し、質疑については、責任を持って答弁しなければならない。

第10条 解説

本条文では、委員会は、複雑化・専門化する行政課題に対応するために、本会議より少数の議員によって、本会議だけでは対応しきれない多数の議案を能率的、専門的に審議するために設置されるもので、法第109条に規定されています。

法の規定を踏まえて、委員会を適切に運営していくことや委員会の活動原則を明文化したものです。

第1項では、委員会制度の趣旨を踏まえて、多様な行政課題に迅速かつ的確に対応するために、委員会を柔軟に設置し、充実した審査を図っていくことを規定しています。また、委員長は、議論を尽くす中で報告書を作成し、報告については、論点や争点などを明確にして質疑に対する答弁を行うことを規定しています。

第7章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第11条 議会は、議員の政策提言能力及び行政監視能力の向上のため、議員研修の充実強化を図る。

2 議員は、多様な知識を吸収するため、精力的に研修会に参加し、自己啓発に努めなければならない。

第11条 解説

本条文では、議員の資質向上を図る研修の必要性を規定しています。

第2項においては、議員は多様な知識を吸収するため、議員研修の充実強化と情報の収集など、積極的に研修会に参加し自己啓発に努めることとしています。

(議会事務局の体制整備)

第12条 議会は、議員の政策形成能力の向上を図るため、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るよう努める。

第12条 解説

本条文では、本条例を実効あるものとするため、議会事務局の体制整備及び充実強化に努めることを規定しています。

(議会図書室の充実)

第13条 議会は、議員の調査・研究に資するため議会図書室の充実を図り、これを議員のみならず、町民及び町職員の利用にも供する。

第13条 解説

本条文では、図書室は、議会基本条例の根幹となる「開かれた議会」を実現する大切な役割も担うこととなります。図書室の充実は、議員の政策形成・立案能力の向上を目的として法で設置が義務付けられています。また、町民及び町職員にも開放されています。

(議会広報の充実)

第14条 議会は、町政に係る情報を議会の視点から、町民に対して積極的に公表するとともに、周知するよう努める。

2 議会は、情報技術の発展に伴い多様な広報手段を活用し、町民が議会と町政に関心が持てるよう広報活動に努める。

第14条 解説

議会や議員の活動を速やかに周知する必要があることから、本条文では議会広報の充実について定めています。

第1項では、議会は、町政全般にわたる論点や争点を、議会の視点で町民に対して周知することを規定しています。

第2項では、第1項の情報を最新の情報技術等、多様な手段により、より多くの町民が町政に関心を持つような議会の広報活動に努めることを規定しています。

第8章 議員の定数及び報酬

(議員定数及び議員報酬)

第15条 議員定数及び議員報酬は、それぞれ別に条例で定める。

2 議員定数又は議員報酬の改定に当たっては、町政の現状と課題及び将来の展望並びに町民の多様な意見を考慮しなければならない。

3 議員定数又は議員報酬に関する条例の改正案は、法第74条第1項の規定による町民の直接請求による場合及び町長が提出する場合を除き、明確な改正理由を付して、委員会又は議員が提出する。

第15条 解説

本条文では、適正な議員定数及び議員報酬の確立を目指しています。

第1項では議員報酬及び議員定数は、藍住町議会議員の定数を定める条例(平成12年藍住町条例第186号)及び議員報酬については、藍住町特別職報酬等審議会条例(昭和39年藍住町条例第59号)で定めることを規定しています。

第2項では、定数及び報酬を改定するに当たっては、分権時代における議会の役割

の増大、地域民主主義の確立、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮し、住民の理解も十分得られた上で、適正な議員定数及び報酬を決めていくことを規定しています。第3項では、議員定数及び議員報酬の条例改正に当たっては、しっかりとした協議・検討により、議員自らが責任をもって提案することを規定しています。

◆藍住町特別職報酬審議会条例とは

町長の諮問に応じ、議員報酬等の額について審議するため、藍住町特別職報酬等審議会(以下「審議会」という。)の設置を定める条例の事です。当該議員報酬の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴きます。

第9章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第16条 この条例は、議会における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する条例、規則等を制定してはならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

第16条 解説

本条文は、この条例が、議会における最高規範であることを規定しています。

第1項では、藍住町議会における議会運営と議会活動の根本を定めたものであることを明確にし、議会関係条例、規則等の全てに優先する最高規範の条例であることを規定しています。第2項では、一般選挙後、速やかに本条例の研修を通じて議員活動指針を明確にすることを規定しています。

(見直し手続)

第17条 議会は、一般選挙後速やかに、議会運営委員会で、この条例の目的が達成されているかどうかを検証する。

2 議会は、前項の規定による検証の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講ずる。

第17条 解説

本条文では、議会基本条例が適切に運用されているかを検証することを規定しています。第2項では検証結果を踏まえて必要性に応じて柔軟性をもって見直しを行うことを規定しています。

附則

この条例は、令和4年9月27日から施行する